

不正通行対策強化月間 実施中

不正通行は

犯罪!

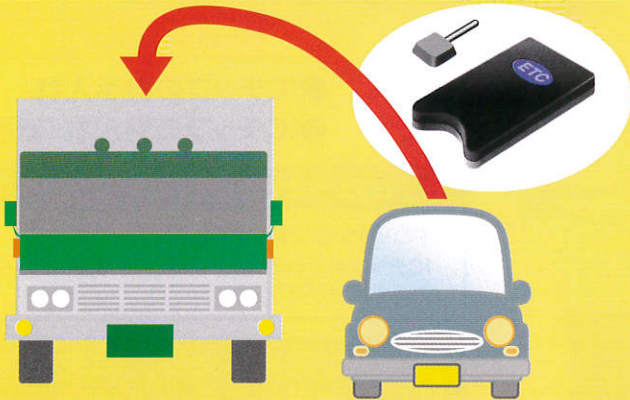
① ETC 車線の突破



② 一般車線での不払い



③ ETC 車載器の不正な載替



④ 通行区間の虚偽申出



不正通行は法律により罰せられます

以下の行為は不正通行となります

- ① ETC 車線で、路側表示器が「STOP 停車」を表示し、ETC 開閉バーが閉じているにもかかわらず、故意に ETC 開閉バーを押し破って通行した場合
- ② 一般車線で通行料金を支払わずに通行した場合
- ③ 通行料金の安い車両でセットアップされた車載器を、通行料金の高い車両に載せ替え、本来の通行料金を免れて通行した場合
- ④ 通行した区間を偽り、本来の通行料金を免れて通行した場合

不正通行には罰則があります

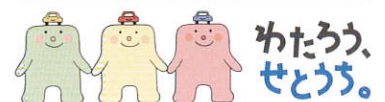
通行料金の一部もしくはすべてを不法に免れる不正通行があった場合には、監視カメラの画像などから不正通行者を特定し、不法に免れた通行料金の3倍の金額*を請求します。
*通行料金+割増金(通行料金の2倍に相当する額)

繰り返し行うなど悪質性の高いものは、警察へ通報します。通行方法を違反した運転者には、道路整備特別措置法第59条の規定により、30万円以下の罰金が科せられます。

不正通行対策の実施

- 不正通行取り締まりの実施
- 不正通行対策キャンペーンの実施
- 監視カメラ等による運転者の特定及び支払催促の強化

SA・PAにお立ち寄りいただいた後のETCカードの挿入忘れ等にご注意ください。



わたろう、せとうち。